

漁業法第31条に基づく漁獲量等の公表について

漁業法第31条に基づき、沖縄県くろまぐろ（大型魚）漁業（後期 ※8月から翌3月まで）における漁獲量及び知事管理漁獲可能量の総量に対する割合を公表します。

令和6年3月19日
沖縄県知事

1. 漁獲量の実績

6.6トン

2. 知事管理漁獲可能量の総量に対する漁獲量の割合

76.5パーセント